

都市公園としてのプレイパークの横断的調査研究 利用者と運営者の観点よりー

| | |
|-----|---|
| 著者 | 小関 慶太 |
| 雑誌名 | 八洲論叢 |
| 号 | 1 |
| ページ | 14-26 |
| 発行年 | 2021-09-30 |
| URL | http://doi.org/10.34381/00000114 |

都市公園としてのプレイパークの横断的調査研究

—利用者と運営者の観点より—

小関慶太

Cross-sectional research of Adventure Playground as a city park
;From the perspective of users and operators

KOSEKI,Keita

キーワード：プレイパーク（冒険遊び場） 横断的調査研究 子どもの安全安心
子どもの権利 遊びと環境

keyword：Adventure playground,Cross-sectional research, Children's safety and security
Rights of the Child, Play and Environment

1.はじめに

(1) 遊びの文化

子どもの遊びは、大人に監視されることなく自由な発想力の中で創造性を養っていくことが大切である。

現代社会において子どもの遊ぶ環境は、1960年代の高度成長期よりモータリゼーション化、都市化、ニュータウンの開発が進むことで空き地がなくなった。1970年代は「遊ぶ時間、遊ぶ場所、仲間の三間（サンマ）¹」がなくなってきた。代表的なマンガで描かれるものとして、「サザエさん」では、カツオが空き地で野球やサッカーをする様子、「ドラえもん」では裏山で想像力豊かな遊びを展開し、小川で釣り、ハイキングを通して楽しむ、ジャイアンが空き地の土管の上で大きな声でリサイタルを行っている様子をうかがえる。当時の子どもたちは、大人が与えた道具を使うのではなく、そこにある道具を使いながら遊び学んでいる。

このような環境を維持しながら遊ぶ空間としてプレイパーク（以下「冒険遊び場」と表記²する。）は、子どもの権利条約 31 条を根拠条文として存在している。冒険遊び場では、少々の危険、怪我をしても遊びから学ぶ、感性、人間関係を大切にしている。

(2) 冒険遊び場

子どもたちの遊びは、大人が想像する以上に「遊びの天才」である。鉄棒やブランコ、ジャングルジム、アスレチックが準備されることなく、小さな森の中で秘密基地を作り、がらくたを遊び道具に変えることが出来、昨今のテレビゲームのようにプログラミングされた遊びとはわけ違う。ゼ

¹ 馬見塚昭久・大浦賢治編著「Columu3 遊ぶことは学ぶこと-子ども固有の「遊ぶ」権利」『保育学生のための基礎学力演習』（2018，中央法規）47 頁

² プレイパークは、大店舗などに入る有料・無料問わずプレイパークやプレイランドと勘違いされることがあるため、本稿では冒険遊び場と表記する。

ロから想像力で遊び環境を作り上げてしまう。

幼少期に水遊び、どろんこ遊びをした経験があるのではないだろうか。雪国であれば、かまくら、雪合戦など、身体を使って思いっきり遊べる環境にあったものの、決まった場所で自由に行っていたわけではないため、他人への迷惑を掛けないことで委縮した遊びになりうる。

そこで冒険遊び場は、決められた場所でプレイリーダーの見守りながらともに童心に戻って遊ぶ活動の中で子どもたちが、想像力・主体性を高めながら自分の責任で遊ぶ場所である。また冒険遊び場は、子どものコミュニティだけのものではなく、地域との関り、地域の方々との連携と学び、地域を活性化にする場所であると考えられる。

（3）先行研究

冒険遊び場に関する先行研究は、①遊び場の既存研究として永山（1990）³、森川（2011）⁴、磯崎（2021）⁵、早川=小関=磯崎（2021）⁶、②運営研究として朴（2009）⁷、③活動から社会に与える効果測定として宮崎他（2006）⁸、森川（2013）⁹、椎野（2019）¹⁰、天野（不明）¹¹、④利用者の視点より森川（2012）¹²がある。

（4）本研究の背景

冒険遊び場を利用する者（本研究では未就学児とその保護者）と運営する側（NPOや市民団体、子ども会等）の広範囲かつ橋渡しの研究が行われていない点に注目した。実際に冒険遊び場を利用する人はどのような意識を持ち、その意識は運営者側に伝わっているのか、また、運営者側の願いは利用者に伝わっているのかといった点に注目をし、横断的研究調査の対象とした。

（5）新型コロナウイルスの影響

研究助成を申請した段階は、新型コロナウイルス（covid-19）が拡大以前であり、運営者の参与観察を積極的に実施し、利用者と運営者の橋渡しの一助になるのではないかと考えてきた。採択後、我が国においても感染症における猛威の影響（緊急事態宣言発出等）で質問紙調査の回収も十分なデータを得ることが出来なかった。

³ 永山宗美「冒険遊び場（羽根木プレイパーク）における利用者の意識について」『造園雑誌（53.3）』（1990）

⁴ 森川みゆき「子どもたちの身近な遊び場を考える-プレイパークの現状-」『八洲学園大学紀要（7）』（2011）

⁵ 磯崎えり奈「冒険遊び場と学校教育の関係性についての一考察」『常葉大学造形学部紀要（19）』（2021）

⁶ 早川礎子=小関慶太=磯崎えり奈「都市公園と子どもの遊びの予備的研究—冒険遊び場を題材に」『小田原短期大学研究紀要（51）』（2021）

⁷ 朴恵恩「冒険遊び場における運営形態の実態からみた継続性と自立性に関する研究」『日本建築学会計画系論文集（74）』（2009）

⁸ 宮崎由美子・下村泰彦・加我宏之「プレイパーク活動から捉えた都市公園の活性化にかんする研究」『ランドスケープ研究（69.5）』（2006）

⁹ 森川みゆき「子どもたちの身近な遊び場を考える-プレイパーク開設場所の実態から-その3」『八洲学園大学紀要（9）』（2013）

¹⁰ 椎野亜紀夫「保育施設の園外施設による都市公園利用態様と利用者属性との関係性」『ランドスケープ研究（82.5）』（2019）

¹¹ 天野秀昭「協働-それは誰の力になるために行うこと」『都市研究（194）』（不明）

¹² 森川みゆき「子どもたちの身近な遊び場を考える-保護者を対象とした質問紙調査から-」『八洲学園大学紀要（8）』（2012）

本稿では、調査方法、調査結果（質問紙、観察調査）、横断的比較結果の研究成果をまとめ、最後に考察としてまとめた。

2.調査手法と対象者（・団体）の抽出

調査手法は、質問紙調査（WEB型、紙面型の自由選択）とした。

（1）未就学児の利用者（保護者向け）の調査対象者の抽出方法

【第一段階】

①選定方法

質問紙調査の対象保育園の選定にあたっては、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県及び各政令指定都市がまとめた認可保育園、認定こども園（幼稚園）、幼稚園一覧表より、無作為抽出を行った。最終的には、1都3県（一部他道府県あり）計200カ所の保育園、幼稚園、認定保育園に研究協力依頼を行った。当初は、100カ所程度を想定していたが、1都3県の保育園、幼稚園などの施設数も相当数あったため、何度も抽出を繰り返した結果と、想定される最終調査協力率30%程度より200カ所前後の依頼が相当と判断をした。

②依頼方法

依頼方法は、文章で企画趣旨を伝え、協力の可否を尋ねた。送付資料は、依頼状、返信用封筒、返信用回答書を郵便で送付した。また回答率を上げるため、紙媒体での回答のみではなくGoogleフォームを活用、QRコードからWEBアンケートに参加できるように工夫を行った。

③第一段階の回答状況

第一段階の回収率は、80%程度（160施設）と想定をしていたが実際は26.5%であった。第二段階の調査協力施設は、30%（45～50施設）と想定していたが実際は26.4%であった。しかし、うち3施設が2020年10月辞退の申し出があった。

④辞退を受け、再依頼

依頼状配布13カ所の保育施設を対象に2020年10月6日に投函、10月20日までの2施設（返信率：15%）であった。回収先の内1施設（140部）、協力快諾施設に対して順次依頼用紙と謝礼を併せて送付し、回答期限を11月末日とした。また調査終了後、しばらくたってから施設より配布しない旨のメールが届いたものの配布数からは引いていない。

【第二段階】

⑤本調査依頼

第一段階において、研究協力の確認ができた施設に質問紙¹³の必要部数を確認の上、予備分と合わせて送付した。質問紙はA4判1枚、3分程度で回答ができる内容にとどめている。また回答は、紙媒体の他、Googleフォームのアンケート機能を活用しWEB回答（QRコード設置）も可能とした。

¹³ 添付資料1

回答方法は、利用者（保護者）が2種類から自由に選択を可能とした。

⑥回収方法

紙媒体の質問紙は各施設に配布及び回収をお願いした。返送用封筒として、レターパックライトを同封した。WEB回答は、返送用封筒での返送は不要とした。

⑦WEB回答の施設の特定

謝礼送付の関係上、回答施設の特定として番号を設定するなどを考えたものの、特定の施設からの回答として見られる不安を考慮し、性善説に基づき、第一段階で協力可とした施設に対して、謝礼送付を採った。これによって、バイアスなく調査結果を見ることが出来た。ただ、利用者に配布していない等といった施設側からの自己申告もあった。

(2) 冒険遊び場運営者・団体の抽出方法

①情報収集

“プレイパーク”を検索した際に、地域単位、全国単位で総括している団体があることが分かった。

「特定非営利活動法人 横浜にプレイパークを創ろうネットワーク（以下「YPC」）（<https://www.yokohama-playpark.net/>）」、全国規模でみると「非営利活動法人 日本冒険遊び場づくり協会（<https://bouken-asobiba.org/>）」、「非営利団体 冒険遊び倉庫（<http://www.bouken-asobi.com/index.html>）」より情報収集を行った。

②抽出方法

YPCに協力依頼及びネット上の情報を頼りに関東甲信越地区より70団体に調査依頼を行った。

③調査方法

WEB又は、質問紙調査を実施した（選択制）。

(3) 参与観察の代替調査

新型コロナウイルスの影響で、3密回避の観点より、人との接触を避けるため当初の計画では参与観察を行う予定であったが中止し、第二次調査（写真や配布物の提供）の依頼を第一次調査の質問項目に記載し可否を訊ねた。

3.調査データの回収状況

(1) 未就学児の利用者（保護者向け）の調査

一次募集の事前調査（第一段階）の依頼数203施設に対し、回答数が紙媒体40施設、WEB回答14施設、電話回答4施設の計58施設（回収率：28.5%）であった。このうちの本調査（第二段階）調査対象施設が18施設（31.0%）に合計1177部の質問紙を配布した。なお辞退3施設（236部）があったため、15施設（941部配布）となった。二次募集の事前調査（第一段階）の依頼数13施設に

対して回答2施設（WEBのみ）（回収率：15%）、うち1施設（140部）に本調査（第二段階）調査を行った。最終的な本調査の対象は、16施設（1081部）であった。回収状況は、紙媒体とWEB媒体の合計数が503部（回収率：46.5%）となった。比率に関しては、2（紙）：3（WEB）であった。

（参考）地域別の回収状況

| | 千葉県 | 神奈川県 | 埼玉県 | 東京都 | 北海道・茨城県 |
|------------|-------|-------|-------|-----|---------|
| 配布数 | 316部 | 407部 | 225部 | 88部 | 45部 |
| 回収数 | 226部 | 150部 | 112部 | 0 | 15部 |
| 回収率 | 71.5% | 36.8% | 49.7% | 0% | 33.3% |
| 全体回収 比率 | 44.9% | 29.8% | 44.7% | 0% | 2.9% |

4.基本調査結果と分析

（1）基本調査データ

①利用者側

プレイパークの利用状況に関して（N=503）「はい（16.3%）」「いいえ（83.7%）」であった。（2）横断的調査データの比較は、利用している（「はい」と回答した16.3%が対象）を選択した者のみ回答を得ている。なお紙媒体での回答の際に「いいえ」を選択した者も回答をしていたが、これは手作業での入力の際に外している。

利用頻度については、「年1-2回（30.2%）」「月1-2回（25.6%）」「月1回（18.6%）」「年3-4回（16.3%）」であった。

②運営者側

運営にあたっての費用の支弁について（複数選択）「行政からの補助（76.9%）」「寄付（61.5%）」などであった。運営にあたって必要と思うことについて（複数選択）「人員（無償）76.9%」「運営費（69.2%）」「人員（有償）38.5%」であった。イベント開催の情報発信の方法は、「掲示板（69.2%）」「サイト（61.5%）」「SNS（46.2%）」などであった¹⁴。

利用料金について「無料（100%）」「必要に応じて（15.4%）」と原則無料であるが状況や遊びの種

¹⁴ 特定非営利活動法人日本冒険遊び場づくり協会「とうきょう冒険遊び場MAP」（2016.3.1発行）によると東京都内の冒険遊び場（プレイパーク）は、67か所ありFacebookを活用している施設は31施設（46.2%）であった。東京都内の状況は、ブログとホームページの併用活用0か所（0%）、Facebookとホームページの併用13か所（19.4%）、Facebookとブログとホームページの併用5か所（7.4%）、Facebookとブログの併用2か所（2.9%）である。プレるるねっとちば発行「千葉市のプレーパーク行ってみよう!!」（2020年8月発行）によると千葉市内の冒険遊び場は、10カ所でありFacebookを活用している施設は5施設（50%）、施設によっては、Facebook、BLOG、Instagram、公式ホームページを活用している。Facebook、BLOG、Instagram、公式ホームページの併用1か所（10%）、FacebookとInstagramの併用1か所（10%）である。なお本書では、QRコードが掲載されているのでスマートフォンなどよりアクセスがしやすい工夫もなされている。（2020年8月現在）

類によっては費用が発生している。遊びの提供に関しては、自然関係を目的とし、「水遊び（92.3%）」「焚火（76.9%）」「植物（69.2%）」「どろんこ（53.8%）」、人間関係を目的として「友達（69.2%）」「ごっこ遊び（53.8%）」、遊具遊びとして「ぶらんこ（76.9%）」「変わった遊具がある（61.5%）」、ものづくりとして「食べ物を作る（92.3%）」「ものづくり（92.3%）」「物が壊せる（30.8%）」であった。次に遊びの空間性について「凸凹している（66.7%）」「広い（50%）」「想像力が高められる（25%）」、特定の時期を対象とする行事について「焼き芋（75%）」「キャンプファイヤー（16.7%）」「流しそうめん（16.7%）」「芋ほり（8.3%）」「落ち葉プール（8.03%）」であった。

（2）分析

プレイパークの利用者は、想定以上に少ないことが分かった。利用頻度を見ても頻繁の利用が困難であることが伺えられた。

プレイパークの運営者側に対する調査では、費用面の課題が大きいように思われる。観察調査で行政からの補助金は、プレイリーダーに対する人件費に賄われることを聞いた。また保護者スタッフにあたっては、一方を有償とし、他方を無償とするとトラブルの原因になることを懸念していた。遊びの種類については、道具を使わずに創造性を持って取り組める遊びが主となり、命の大切さを体感できる（例えば、「芋ほり」等）体験型の遊びとなっている。

情報発信に関しては、後述（6）で開催している公園を調査した際にプレイパークに関する情報が目に付く場所に掲げられていたのは、子どもの森（千葉市）、県立青葉の森公園（千葉市）、港南台プレイパーク（横浜市）であった。ネット情報に関してはNPO法人横浜にプレイパークを創ろう（以下「YPC」）において、頻繁に更新がなされていた他、Facebookを活用・情報発信（例えば「中央林間ツリーガーデン（緑野原子ども広場）運営委員会」「まんまるプレイパーク（都筑冒険遊び場）」等）、メール配信を活用・情報発信（例えば「俣野プレイパーク」等）が挙げられる。Twitter、Facebook、Instagram等は、登録をしないと情報を得ることが出来ない。プレイパークへの認知度に関しては、後述（5（1））の通り、「知らない」を選択する者が多いように、広報・情報発信が求められてくるように思われる。

5.横断的調査研究調査結果と分析

横断的調査として双方に同様の旨の質問を行った。しかし、前述のように運営者側への調査サンプル数が非常に少ないため、結果として十分とは言えないように思われる。

調査研究データの詳細は、小関慶太編著『研究報告書 都市公園としてのプレイパークの横断的調査研究—利用者と運営者の観点より—』（2021年9月）発行を参照されたい。

（1）横断的調査データ

プレイパークを利用しない理由（①）は、利用者側（N=418）「知らなかった（79.4%）」「子どもの年齢が低い（13.4%）」「安全性に不安があるため（4.1%）」「興味関心がない（1.4%）」に対して運営者（N=9）が利用者はなぜ利用しないかの設問に対して「興味関心がない（100%）」「事故などの不安を抱えている（22.2%）」「防犯・防災への不安を抱えている（11.1%）」であった。

プレイパークに何を求めているか（②）は、利用者側（N=85）「チャレンジ精神の向上

（75.3%）」「好奇心の向上（75.3%）」「生き生きしさ（55.3%）」「主体性（36.5%）」「協調性の習得（36.5%）」「社会性の習得（15.3%）」「保護者間での交流（2.4%）」に対して、運営者側（N=13）が利用者について欲しいことは「生き生きさ（61.5%）」「主体性（53.8%）」「好奇心の向上（53.8%）」「チャレンジ精神の向上（53.8%）」「協調性の習得（30.8%）」「保護者間の交流（30.8%）」であった。

プレイパークの魅力（③）は、利用者側（N=84）「子どもが楽しそう（88.1%）」「身体を動かせる（84.5%）」「無料（56%）」「健康的（50%）」「異年齢との関り（19%）」「保護者間の交流（6%）」に対して運営者側（N=13）は「子どもが楽しそう（84.6%）」「保護者間の交流（84.6%）」「無料（39.2%）」「異年齢の関り（69.2%）」「健康的（61.5%）」等であった。

プレイパーク利用にあたっての不安（④）は、利用者側（N=85）「遊具などの事故（64.7%）」「子ども間での事故（58.8%）」「不審者情報（22.4%）」「保護者間の人間関係（3.5%）」であった。運営者側の設問は、プレイパーク開催中の事故が発生した際の対応方法に対して訊ねた。これまでの事故の経験に関しては「あり（76.9%）」と回答を得た。発生件数（N=10）は「年1回（50%）」「年6回（20%）」であった。またプレイパークの近隣での不審者情報についてどのような扱われているかについて（N=13）は「運営者での情報共有（69.2%）」「所轄署と情報共有（38.5%）」「運営者・利用者間で情報共有（30.8%）」であった。

自分の責任で自由に遊ぶ点についての考え方（⑤）について、利用者側（N=86）への設問は、プレイパークに関するサイトや資料を見てどのように考えるかの回答「遊びを通して“危ない”“やってはならない”ことを学習させてあげる（79.1%）」「子どもの監督を保護者に委ねている（27.9%）」「子どもの遊ぶ権利を保障している（22.1%）」「主催者側の責任回避（9.3%）」に対して運営者（N=13）は「遊びを通して“危ない”“やってはならない”ことを学習させてあげる（38.5%）」「子どもの遊ぶ権利を保障している（76.9%）」であった。

認知度及び期待度に関して（⑥）、前述（①）は利用していない者を対象としているが本項目は利用者を対象としている。利用者（N=86）の今後のプレイパークの活用に関して「活用していきたい（96.5%）」であった。また期待度に関しては「非常に期待している（26.7%）」「期待している（39.5%）」「現状維持（32.6%）」であった。運営者（N=13）に対しては、地域社会との関係性が希薄化しているか体感について「希薄化している（30.8%）」「親密化している（15.4%）」「わからない（53.8%）」と回答を得た。また地域連携についての取り組みに関してどのような活動をしているかについて「地域のイベントに参加（69.2%）」「公園の清掃活動（30.8%）」「防災活動（15.4%）」「防犯活動（7.7%）」「防犯パトロールへ参加（7.7%）」、地域からプレイパークの認知度に関しては「わからない（100%）」であった。最後に、持続的可能なプレイパークは必要かに対して「思う（84.6%）」「わからない（15.4%）」と回答を得た。

（2）分析

調査結果より、（①）プレイパークの認知度に関して利用者の多くが「知らなかった（79.4%）」に対し、（⑥）においても運営者側の回答が「わからない（100%）」であるようにまだまだプレイパークの存在が十分に認知されていないように思われる。他方で運営者側は、利用者に「興味関心がない（100%）」としているところがネガティブな評価となってしまう。（②）でそれぞれのプレイパーク

に求めていることの子どもに内在する点は量的にも同等程度である点より、「興味関心がない」では非常に損をしているように感じられる。(2)の項目で利用者と運営者の相反する回答として「保護者間での交流」に関して、横浜市港南プレイパークで観察調査（2020年12月実施）より親同士の関係性も深く、子どもが遊んでいる横で情報交換（井戸端会議）や一緒に遊んでいる様子を窺うことが出来た。運営団体によっても異なっているのかもしれない。不安(4)に関しては「保護者間の人間関係（3.5%）」とあり、昨今の地域社会の人間関係の希薄化が影響しているように分析される。

魅力(3)に関して、大きな相反関係にあるものとして「異年齢との関り」「保護者間の交流」であり、利用者側は、求めているが、運営者は求めているようだ。この点は非常に難しく、特に前者に関しては不安要素として(4)、年齢別・発達段階別の遊び方によって遊具の使い方も異なってくる。

不安(4)、プレイパークにおける事故件数に関して、どの程度の事故（・怪我）あるかは、回答者によって異なるかと思われるが、年1回程度が半数を占めていた点に関しては、疑問が残った。また不審者情報の取り扱いに関しては「運営者での情報共有（69.2%）」「運営者・利用者間で情報共有（30.8%）」について、前者が70%近い点に驚かされた。(1)の利用者が「安全性に不安がある（4.1%）」や(4)「不審者情報22.4%」に不安を持っていることが納得できた。

自分の責任で自由に遊ぶ点（についての考え方(5)）では、利用者「遊びを通して“危ない”“やっではならない”ことを学習させてあげる（79.1%）」に対して運営者（38.5%）、利用者「子どもの遊ぶ権利を保障している（22.1%）」に対して運営者（76.9%）と利用者が求めている点は、「遊びを通して痛みや人間関係を学ぶ」ことを第一に、これに対して運営者は法的根拠として子どもの権利条約31条に基づく遊びを第一に考えている。

また利用者は、「子どもの監督を保護者に委ねている（27.9%）」「主催者側の責任回避（9.3%）」との回答の背景には、認知度並びに理解度が十分ではない背景があるように分析される。

6.プレイパーク開催の公園の特徴

本研究では、プレイパークが開催されている公園及び、プレイパークが行われていない公園を観察調査の対象とした。なおプレイパーク開催の可否に関しては、行政やNPO法人が配布している資料に基づき調査対象とした。その関係上、資料配布時は行われていても現在は開催していない公園も対象となっている。感染症対策の観点より実際の開催中に訪問した場所は、横浜市港南区港南台プレイパークのみである。

(1) 調査対象のプレイパーク開催公園

千葉県内は、銚子市東部不動ヶ丘公園（C1）、いすみ市日在浦海浜公園（C2）、千葉市御成台公園（C3）、千葉市子どもたちの森公園（C4）、千葉市千葉公園（C5）、千葉市おゆみ野の森・ふれあい公園（C6）、千葉市有吉公園（C7）、千葉市大百池公園（C8）、千葉市幸町公園（C9）、千葉市ほほえみの公園（C10）、千葉市幕張西第一公園（C11）、千葉市県立青葉の森公園（C12）である。神奈川県内は、小田原市南鴨宮富士見公園（K1）、横浜市県立三ツ池公園（K2）、横浜市港南台中央公園（K3）、横浜市鴨池まんまる公園（K4）である。静岡県内は、富士島田公園（S1）である。

その他、新潟県赤城コマランド（長岡市）、岩手県盛岡中央公園（盛岡市）、静岡県物見塚公園（伊

東市）を調査の対象と考えていたが、新型コロナウイルス（covid-19）対策の関係上、断念した。

（2）調査対象のプレイパークが開催されていない公園

千葉県内は、千葉市を中心に全域（館山市、南房総市、野田市、我孫子市等）約 80 ヶ所を観察した。神奈川県内は、横浜市及び川崎市の公園を中心に約 30 ヶ所観察した。その他、東京都内の公園は千葉県に隣接する地域の一部の公園を調査の対象とした。調査データは小関（2021 報告書）に掲載した。

（3）プレイパークが開催される公園の要素の分析

観察調査、資料研究よりプレイパーク（冒険遊び場）が開催される公園には、環境的要素、運営的要素、セキュリティ的（安全安心）要素、地域社会の理解的要素があるように分析される。

第一に環境的要素は、『公園のおかれている環境』に注目し「里山」「自然が豊か」「教育的環境」「居場所」「遊具」等が挙げられる。磯崎（2021）¹⁵のテキストマイニング分析でも前述要素が示されている。

第二に運営的要素は、「資金面」（行政のサポート）「人的資源」（運営者、ボランティア、プレイリーダー）「利用者家族の協力」「道具の常設化・保管」（行政支援）等である。

第三にセキュリティ的要素として「子どもの安全性」（適切な事故対応）「保護者の安心」「周囲の安全安心」（不審者情報の共有、事件・事故防止への取り組み）等である。

第四に地域社会の理解的要素は、遊びの種類への理解として「焚火」「どんと焼き」（火を使うこと）「芋ほり」（場所の提供）「騒音」（子どもの叫び声、遊具の滑車の音等）「他人への関心度、人の動き」（人間関係が希薄化する現代社会において外部からの他者が来る）「道具の常設化」等である。特に、この点に関しては、今後の課題「公園とは、」の課題にも関わってくる部分である。公園は、社会的弱者の場所とされているように老若男女が使う場所である¹⁶が、近時の動向を見ていると特定の対象者の場所であり、利用者間における価値観の異なるものを排除する動きがある。例えば「公園のベンチに座っただけで通報されたおじさん 不審者扱いの理由は「普段は見ない人。スマホを使っているから盗撮かも」¹⁷といった理由が挙げられる。

さらに第五としてそれぞれの都市公園が持っている資質的な側面もある。ここでいう資質的とは「広場の広さ」（砂地、芝生）「遊具」「基地が作りやすい」「道具の常設可否」「使いやすい」「監視性・領域性の担保」等が挙げられる。

観察調査より第一から第四に示した要素の内、2つないし3つが当てはまり、さらに第五の「公園の資質性」が加わっていると分析される。

プレイパーク（冒険遊び場）が開催されていない公園は、運営者の人的資源や地域の理解などが背景にあるように思える。例えば、観察調査において、「焚火」の可否について、住宅・団地から大通り（バス通り）を挟んだ場合とそうではない場合で地域からの理解について伺うことが出来た。

¹⁵ 前掲磯崎（2021）39 頁以下参照

¹⁶ 足立重和・金菱清編著『環境社会学の考え方 暮らしをみつめる 12 の視点』（ミネルヴァ書房、2019）120 頁以下参照、小野良平『公園の誕生』（吉川弘文館、2003）1 頁以下参照、前掲早川・小関（2021）102 頁参照

¹⁷ キャリコネニュース（2019.6.5）<https://news.careerconnection.jp/?p=72664>（最終閲覧日：2021.5.2）、小関慶太「公園研究における観察調査」『八洲学園大学リカレント研究論集（創刊号）』（2021.3.31）15 頁以下

【図表】分析表

| 種類 | 記号 | 要素 | 環境的要素 | | 運営的要素 | | | セキュリティ的要素 | | 地域社会の理解的要素 | | | 公園の資質性 |
|------------|------|--------|-------|------|-------|-----|-------|-----------|-----|------------|----------|------|--------|
| | | 所在地/項目 | 里山 | 自然豊か | 人的資源 | 資金面 | 道具の常設 | 監視性 | 領域性 | 火の使用 | 騒音（場所的） | 人の動き | 面積 |
| 開催されている公園 | C3 | 若葉区 | × | ○ | ○ | - | - | ○ | ○ | - | 大通り | - | 広い |
| | C8 | 緑区 | ◎ | ◎ | ○ | - | - | △ | △ | - | 大通り・住宅街 | △ | 広い |
| | C9 | 中央区 | × | ○ | ○ | - | - | ○ | ○ | - | 大通り | - | 広い |
| | C10 | 緑区 | × | × | ○ | - | - | ○ | ○ | - | 住宅街 | - | やや広い |
| | C11 | 美浜区 | × | △ | ○ | - | - | ○ | ○ | - | 大通り | - | 広い |
| | K3 | 港南区 | × | △ | ◎ | ◎ | ◎ | △ | ○ | ○ | 大通り・線路脇 | △ | 狭い |
| | K4 | 都筑区 | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | - | △ | △ | - | 大通り・住宅街 | △ | やや広い |
| | S1 | 富士市 | - | ◎ | ○ | - | ◎ | △ | △ | - | 川沿い・工業地帯 | - | やや広い |
| 開催されていない公園 | 記号 | 所在地/項目 | 里山 | 自然豊か | 人的資源 | 資金面 | 道具の常設 | 監視性 | 領域性 | 火の使用 | 騒音（場所的） | 人の動き | 面積 |
| | 【1】 | 都筑区 | ◎ | ◎ | | | | × | × | イベント時 | ◎ | ◎ | 19.6ha |
| | 【4】 | 富里市 | × | △ | | | | × | × | - | - | - | 8.3ha |
| | 【7】 | 佐倉市 | × | △ | | | | ○ | ○ | - | - | - | 広い |
| | 【11】 | 市原市 | × | △ | | | | △ | ○ | - | - | - | 広い |
| | 【20】 | 戸塚区 | ◎ | ◎ | | | | × | × | イベント時 | ◎ | ◎ | 28.5ha |
| | 【44】 | 館山市 | × | ◎ | | | | ○ | ○ | - | ○ | ◎ | 10.1ha |
| | 【66】 | 我孫子市 | △ | ◎ | | | | ◎ | ○ | - | ○ | ◎ | 46ha |
| 【83】 | 千葉市 | × | × | | | | ○ | ○ | - | ○ | ◎ | 46ha | |

註、本分析表は、筆者及び共同研究者の観察調査より得た主観的な知見である。記号（C...千葉市内、K...横浜市内、S...静岡県内）であり、6（1）に示した通りである。

【1】都筑中央公園 【4】【7】公津の杜公園 【11】ちはら台公園 【20】舞岡公園 【44】城山公園
【66】手賀沼公園 【83】千葉市スポーツ公園（防災公園）

6.おわりに

子どもの遊びやレクリエーションとは、児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行うことである。それは、楽しみの中で自分を創造することである。子どもには、自分がやりたいと思うことや楽しいと思うことを飽きるまでやったり、何もしないでのんびり寝っ転がったりする権利がある。遊びは余暇であり、これは子どもの心身や頭脳の発達に影響を与える。考え、思い出に支えられ、何度でもやり直す（チャレンジ）、協力する（協調性）、わくわくすることで子どもの持つ力を活かすことが出来る。子どもが生まれながら持っている、生きていくために必要な力を最大限に伸ばしていくために必要である¹⁸。子どもの権利条約における「遊び」は、「教育を受ける権利」とともに中軸である。

幼児教育や保育の現場では「子どもの主体的な活動」、小学校では「主体的で対話的で、深い学び¹⁹」関連事項が盛り込まれた²⁰。詰め込み型の教育から、生きる力としての生涯学習力①確かな学力②豊かな人間性③健康・耐力²¹が挙げられ²²これらが身につけるように変化している。幼稚園や保育所においても、どろんこ遊び²³を取り入れ遊びからの学びを行う他、非常に良い遊具を設置している保育所なども見受けられる²⁴。教育現場、保育の現場においても、遊びを通して学び視点が取り入れられている。子どもたちが施設の園庭や学校の校庭のように、セキュリティで守られている場所の他、老若男女、様々な目的や思惑が交差する空間であるオープンスペースの公園での遊びも、人間関係を作り上げて行く上での大切な学びとなってくるのではないだろうか。

本研究調査を通して、再確認できた点として、第一に子どもの権利が十分に浸透していない、第二に理解されていない点が挙げられる。実際、関係法令でも少年法（2021年改正法）は、年長少年を特定少年とカテゴリー化し、実名報道を認めることで、少年の再社会化を害し、昨今の刑事政策の潮流を逆行した結果となっている。また民法（2022年改正法）も同様に成人年齢を引き下げることで生物学的な観点から見た弁識能力の発達途上である年長少年（特定少年）へのやり直す（＝取消、追認する）チャンスを害するものである。ただ子どもの遊びの権利は、教育学的な傾向が強いものであり、非行少年に対する法制度と同等に考えるべきではないのかもしれない。

しかしながら、調査データを見る限りでは、冒険遊び場（プレイパーク）に対する社会的な理解もまだまだ程遠い点やこれらの取り組みが子どもの健全育成に繋がっていく点への理解が十分ではない。これを解消し、社会がもっともっと子どもたちの健全育成、権利へ理解が深まっていくことを期

¹⁸ Convention on Rights of the Child, Japan 監修・木附千晶=福田雅章『子どもの力を伸ばす子どもの権利条約ハンドブック』（2016, 自由国民社）36-45 頁

¹⁹ 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年3月告示）」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afeldfile/2018/09/05/1384661_4_3_2.pdf（最終閲覧日：2021.6.20）

²⁰ 文部科学省「幼稚園教育要領」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/you/index.htm（最終閲覧日：

2021.6.20）、厚生労働省「保育所保育指針（平成29年）」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000160000.pdf>（最終閲覧日：2021.6.20）、内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年3月）」https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/youryou_kaisetsu.pdf（最終閲覧日：2021.6.20）

²¹ 学校教育法第30条第2項「...生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、...主体的に学習を取り組む...（略）...」

²² 浅井経子編著『生涯学習概論（新版）』（理想社、2021）29-40 頁参照

²³ 例えば、岩井保育園（常総市）等

²⁴ 猪熊弘子=寺町東子『子どもがすくすく育つ幼稚園・保育園』（内外出版社、2018）50 頁以下参照、杉浦英樹編著『遊び込む子どもを支える幼稚園カリキュラム-未来の幼児教育・保育のために-』（学文社、2019）126 頁以下参照

待したい。

付記

本研究は、公益財団法人大林財団「都市公園としてのプレイパークの横断的調査研究—利用者と運営者の観点より—」（2019年度研究助成/共同研究：早川礎子・小関慶太・磯崎えり奈）の研究成果である。社会調査にあたっては、小田原短期大学「公的研究費の不正防止に関する基本方針及び諸規定等」に基づき実施をしている。

また本論稿と同時期に小関慶太『研究報告書 都市公園としてのプレイパークの横断的調査研究—利用者と運営者の観点より—』（2021年9月）を発行した。報告書では、詳細な調査結果及び、調査先の公園の情報などを掲載している。

今後の展望は、本利用者の調査対象は関東1都3県としたが、全国規模での実施及び、10年後に同様の質問紙調査を行うとどのような結果を及ぼすかに非常に興味を持っている。

本研究調査にご協力をいただきました認定こども園、幼稚園、保育所などの施設、学校法人三幸学園チャイルドケア支援グループ、千葉こども専門学校、プレイパーク運営団体に深く御礼申し上げます。

脱稿日：2021年6月20日

受理日：2021年6月20日

小関慶太：八洲学園大学生涯学習学部 専任講師

添付資料 1

プレイパークの利用に関するアンケート調査（利用者向け）

プレイパーク（冒険遊び場）とは、木登りや泥んこ遊びなど、日常なかなかできなくなった遊びを通じて、子どもたちの自主性や冒険心を育み、生き生きと活動するための遊び場・居場所の総称です

該当する箇所の□を黒塗り(■)してください

基本情報

質問1.お子様のご年齢を教えてください(必須)

- ~1歳 1歳以上2歳未満
 2歳以上3歳未満 3歳以上4歳未満
 4歳以上就学前

質問2.居住地域を教えてください(必須)

- 神奈川県 埼玉県 千葉県
 東京都 茨城県

質問3.日常生活においてプレイパークを利用されていますか(必須)

- はい→質問4にお進みください
 いいえ

*「いいえ」を選択された方に伺います。プレイパークを利用されない理由を教えてください(複数選択)

- 知らなかった 子どもの年齢が低い
 安全性に不安がある 興味関心がない
 人との関わり合いに不安がある

ありがとうございました。

質問4～7 質問3で「はい」を選択された方にお聞きします(必須)

質問4.プレイパークの利用頻度を教えてください(択一)

- ほぼ毎日 週2-3回 週1回 月1-2回
 年1-2回 年3-4回

質問5.プレイパークにどのようなことを求めていますか(複数選択)

- 主体性 好奇心の向上 生き生きさ
 協調性の修得 社会性の修得
 チャレンジ精神の向上 保護者間の交流
 その他(自由記述:_____)

質問6.プレイパークの魅力をお教えてください(複数選択)

- 無料 子どもが楽しそう 異年齢との関わり
 保護者間の交流 友達作りの場
 体が動かせる 健康的 特になし

質問7.プレイパーク利用にあたっての不安について教えてください(複数選択)

- 子ども間での事故 遊具などによる事故
 体験における事故 不審者情報 事故の責任
 子ども同士に人間関係 保護者間の人間関係
 その他(自由記述:_____) 特になし

質問8.プレイパークに関するサイトや資料を見ると「自分の責任で自由に遊ぶ」旨が示されていますが、この点に対してどのように考えるか教えてください(複数選択)

- 遊びを通して“危ない”“やってはならない”ことを学習させてあげる 主催者側の責任回避
 子どもの遊ぶ権利を保障している
 子どもの監督を保護者に委ねている わからない

質問9.今後もプレイパークを活用していきたいですか(択一)

- はい いいえ

質問10.プレイパークへの期待度を教えてください

- ←期待している 現状維持 期待していない→
 5 4 3 2 1

ご協力ありがとうございました。

回答後、施設の担当者にお渡しください

下記のQRコード又はURLにアクセスいただき、ウェブからもアンケートにご協力いただけます。

